

第1回定例委員会会議録

委員長) 日程第1 開会宣言

委員長) 日程第2 会議成立の宣言

委員長) 日程第3 会議録署名委員の指名(小石委員)

委員長) それでは、日程第4の審議に入ります。第1号議案「芦屋市指定文化財(寺田遺跡出土 黄釉鉄絵陶器盤)の指定について」を議題といたします。提案説明をお願いいたします。

生涯学習課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 今、説明をいただき、現物も見ていただきました。これを5月1日付で芦屋指定文化財に指定するという提案でございますが、質疑等ございましたらお願いいたします。

木村委員) 平成13年に発掘されたということですが、この間どういう保管をされていて、十数年たってから指定になったという、このあたりのいきさつについて教えていただければと思います。

生涯学習課係長) 平成13年度に発掘調査されました後、このような形で、数年間かけて復元をいたしまして、その後はなかなか市民には公開できずに収蔵庫の中で保管されていたのですが、昨年度、大河ドラマにあわせて「平清盛」をテーマにした展示会を市民センターで行ったところ、やはりこれは非常に重要なものであるということが再認識されまして、指定文化財として指定させていただいて、今後、芦屋市の宝として公開、活用していきたいというふうに考えました。そういう経緯でございます。

木村委員) 今後ずっと美術博物館のほうで保管されるのですか。

生涯学習課係長) 指定文化財になりましたら、後は美術博物館のほうで保

管することを考えております。

木村委員) 今のお話を聞くと、ほかにもいろいろ価値が高いものが収蔵庫の中に埋もれていることもあるのではないかと思います。そういうものがあれば、ぜひ活用していったほうがいいと思います。

委員長) ほかいかがでしょうか。

市の指定文化財になったその後のことですが、行く行くは県や国レベルの指定まで行くものなのかどうなのかというところはいかがでしょうか。

生涯学習課係長) もしこれが完成品の形でしたら、それこそ国の重要文化財とかにもなるような物なのですが、実は保存状態がよろしくありませんので、そういう意味では市指定文化財どまりかなと思っております。

委員長) わかりました。じゃあ、今度美術博物館で見られるということですね。

生涯学習課係長) はい。5月18日から12月23日まで展示させていただきます。

委員長) よろしいでしょうか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第1号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 続いて、日程第5の審議に入ります。専決報告第1号「芦

屋市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について」ですが、これは次の専決報告第2号「参事、次長、主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令の制定について」とも関連する内容ですので一括で審議したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、専決報告第1号と専決報告第2号を一括して審議いたします。専決報告第1号と専決報告第2号の提案説明を求めます。

管理課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

とてもたくさんの文章ですが、わかりやすく整理していただいております。専決報告事項となっておりますが、質問などありましたら、お願いいたします。

これ、以前の係長制の復活という形なんでしょうか。それとも新たにということでしょうか。

管理課長) 平成15年度にいったん係制を廃止して、縦割りではなく課のなかで横断的に業務を進めていくということで主査制にした経緯はありましたが、やはり市民の方から見ても、担当部署や責任権限が非常にわかりにくいということがありまして、今回、係長制の復活ということになったということでございます。

委員長) これは教育委員会の中だけではなく、市長部局も全部ということですね。

管理課長) はい。市長部局も含め、市全体でこういう考え方になり、教育委員会のほうもその考え方に合わせたということです。

委員長) そういうことですね。いかがでしょうか。質問とかございませんでしょうか。

浅井委員) ちょっと見せていただいても、現行より改正案のほうがわかりやすくなっているなと思いますし、この辺は特に異論を差し挟むような内容ではないと思います。ある部署では主査、主幹という名称を残しながらということですので、より整理されていいのではないかと考えております。

委員長) ほかいかがでしょうか。

すみません、じゃあ、私のほうから一つ質問なんですが、94ページの決裁権限、見直しを行っていただいたというところで、部長から課長へとか、課長から係長へということでの決裁権限をおろしたということですが、これに関してのメリットと、もしデメリットとかがあったら教えていただきたいと思います。

管理課長) メリットとしましては、やはり事務を迅速に、スピーディーに対応できるというか、現場に近いところで判断ができるということだと思います。

デメリットについても、ふだんから連絡、報告がスムーズに行われていれば、さほどのデメリットはないのではないかとこのうふうに思います。

委員長) では、決裁したことも上には情報として伝えていただけるとのことですね。

管理課長) そうですね。必要に応じて、やはり相談をしたり、判断を仰いだりということも出てくると思います。しかし日常的な業務については、全部部長なり課長なりに決裁が集中しますと、

事務がなかなか迅速に進まないということがありますので、そこはよくなるのではないかというふうに思います。

委員長) わかりました。よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって専決報告第1号及び専決報告第2号は承認されました。

〈専決報告第1号、専決報告第2号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 以上で本日予定されていた議案は終了いたしました。前回、第20回臨時委員会の第33号議案の審議の際に、後日報告することになっていた件について、社会教育部から報告したいとのことですので、よろしくお願いいたします。

スポーツ推進課長) 〈概略説明〉

委員長) ただいま報告を受けましたが、質疑はございませんか。

小石委員) スポーツ推進委員というのは今何人おられるのでしょうか。

スポーツ推進課長) 芦屋市には25名の推進員がおります。選出母体はそれぞれスポーツクラブ21と各コミスクの団体から選出されておりますし、25人の中に専門委員として7名を委嘱しております。

小石委員) 別に定員があるとかそういうわけではなくて、こういった団体から1人ずつ出るということですか。

スポーツ推進課長) 定員は各市の規模にもよるんですが、一応25名ということにしております。

社会教育部長) 25名以内でございます。

木村委員) このスポーツ推進委員会というのは、法令に基づくものではなく、通達か何かに基づいて組織されているのですか。

スポーツ推進課長) 法令上の規程は特にどこにもございません。

木村委員) これは国の問題かもしれませんが、きちんとスポーツ推進委員会の法律を作ってやらないといけないところを、通達等でやっていることで、わかりにくい話になっているようですね。報告の内容はわかりました。

委員長) よろしいでしょうか。

浅井委員) この推進委員会の歴史は大変古いようなんですけれども、スポーツクラブ21が生まれてから内容的に変わってきたということはあるのでしょうか。

スポーツ推進課長) スポーツクラブ21が平成13年から県の施策としておりてきましたが、芦屋市では既に文化も取り入れたコミスク活動がありましたので、そこにかぶせる形で立ち上げたという経緯があります。ですので、芦屋市においては活動そのものは以前から活発に活動されておりますので、特に変化はないと思います。ただ、組織がコミスクとスポーツクラブのほうにすみ分けされたということでございます。

浅井委員) はい。

委員長) よろしいでしょうか。ないようですので、これで報告を終了いたします。

委員長) 日程第6 閉会宣言